

ID: 23

担当部署: 企画課

処分の概要	分担金の分割納付及び徴収延期の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例 第7条		
例 規 番 号	平成21年条例第36号		
<p>【根拠条文】 (分担金の分割納付及び徴収延期の取消し) 第7条 町長は、第5条第1項の規定による分割納付及び前条第1項の規定による徴収延期(以下「分割納付等」という。)の承認を受けた事業者が、その財産の状況その他の事情の変化によりその分割納付等を継続することが適当でない認められるときは、分割納付等を取り消し、又は分割納付等の期間を短縮することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日